

平成28年6月7日制定

## 多摩六都フェア事業制作作品データ貸出基準

### 第1条（趣旨）

この基準は、市が保有する多摩六都フェア事業制作作品データを、市民の映像文化の普及と向上及び多摩六都地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市をいう。以下同じ。）の広報を目的として使用する際の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（貸出用作品データ）

貸出しの対象となる作品データは、多摩六都フェア事業制作作品データとする。

### 第3条（貸出対象者）

作品データの貸出しを受けることができる者は、映像文化の普及と向上及び多摩六都地域の広報をしようとする多摩六都地域に在住、在勤又は在学する個人又は多摩六都地域に事務所若しくは事業所を有する法人及びその他の団体（以下「貸出対象者」という。）とする。ただし、使用目的が公共的事業に活用する等の理由で、特別の事情がある場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる集まりで使用する場合は、貸出しの対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした集まり
- (2) 暴力団体又は暴力団体若しくはその構成員の統制化にある団体に関与する集まり
- (3) 特定の個人又は団体の利益の増進を目的として実施する集まり

### 第4条（貸出数量）

作品データの貸出数量は、1貸出対象者につき1枚とする。

### 第5条（経費負担）

作品データの貸出しは、無償とする。

2 貸出期間中における作品データの再生に要する経費は、貸出しを受けた者が負担をするものとする。

### 第6条（申込み）

作品データの貸出しを受けようとする貸出対象者は、居住又は身分を証明する書類を掲示して、貸出申込書（別紙）により申込みをしなければならない。

### 第7条（貸出期間）

作品データの貸出期間は、貸出日の翌日から2週間以内とする。

### 第8条（作品データの取扱い）

作品データは、これを申込目的外使用、複製、転貸、その他の処分をしてはならない。

2 貸出しを受けた者が作品データを亡失、汚損又は、き損したときは、原則として費用の一切を弁償しなければならない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。